

刑事手続法の論点

目次 (抜粋)

はしがき
凡例

第1講 GPS捜査

- I 問題の所在
- II アメリカにおける議論
 - 1 適法性判断の枠組み
 - 2 ジョーンズ判決以前の関連判例
 - 3 ジョーンズ判決
- III わが国における展開
 - 1 下級審裁判例の展開
 - 2 GPS捜査をめぐる法的問題点
- IV 最高裁大法廷平成29年判決
 - 1 最高裁判決に至る経緯
 - 2 最高裁の判断
 - 3 強制処分該当性
 - 4 強制処分の形式
 - 5 本判決の射程
- V 立法の在り方
 - 1 平成29年判決を前提とした立法の内容
 - 2 新たな立法提案

第2講 偽計を用いた証拠収集

- I 問題の所在——最近の裁判例
- II 尿の採取
- III 足跡痕の取得
- IV 捜査手法としての適法性
 - 1 強制処分該当性
 - 2 任意捜査としての適法性

第3講 採尿のための留め置き

- I 問題の所在
- II 最高裁平成6年決定
- III その後の下級審裁判例
- IV 二分論の意義と当否
- V 立法の要否

第4講 おとり捜査

- I おとり捜査の規律——最高裁平成16年決定
- II 平成16年決定以後の裁判例
 - 1 おとり捜査が適法とされた事案
 - 2 おとり捜査等が違法とされた事案

第5講 サイバー犯罪の捜査

- I はじめに
- II 平成23年刑訴法改正
 - 1 改正の背景
 - 2 改正の内容
- III その後の展開
 - 1 リモートアクセスの限界
 - 2 記録媒体の差押え後のリモートアクセス
 - 3 国外にあるサーバへのアクセス

第6講 接見の際の電子機器の使用

- I 問題の所在
- II 接見内容の記録化
 - 1 備忘のためのメモとり
 - 2 接見内容の録音
- III 接見における証拠の提示
 - 1 問題の所在
 - 2 裁判例の状況——ビデオテープの再生
 - 3 実務の運用——映像記録の再生
 - 4 証拠の提示のための電子機器の使用
- IV 接見の際の撮影
 - 1 裁判例の展開
 - 2 接見の概念
 - 3 規律等侵害行為の該当性
- V 接見室からの通信

第7講 被告人の訴訟能力

- I 訴訟能力の意義
 - 1 最高裁平成7年決定
 - 2 訴訟能力の概念
- II 訴訟能力の判断基準
 - 1 判例の展開
 - 2 訴訟能力の判断基準
 - 3 訴訟運営への影響
- III 訴訟能力の回復の見込みがない場合の処理
 - 1 判例の展開
 - 2 裁判所による手続打ち切りの可否

第8講 刑事手続における証人の保護

- I 問題の所在
- II 加害行為等の防止
 - 1 従来の規定
 - 2 証人に関する情報の保護

- III 証言に伴う負担の軽減
 - 1 問題の所在
 - 2 証人への付添い
 - 3 公開の停止
 - 4 公判期日外における証人尋問
 - 5 被告人の退廷措置
 - 6 遮へい措置・ビデオリンク方式による証人尋問
 - 7 供述の繰り返しの回避
- IV 刑事手続外での証人の安全の保護

第9講 取調べの録音・録画記録 媒体の証拠としての利用

- I はじめに
- II 裁判例の展開
 - 1 東京高裁平成28年判決
 - 2 東京高裁平成30年判決
- III 実質証拠としての利用
 - 1 議論の経緯
 - 2 証拠能力否定論
 - 3 実質証拠としての取調べの必要性
- IV 信用性の補助証拠としての利用

第10講 量刑と余罪

- I 問題の所在
- II 判例の内容
 - 1 最高裁昭和41年判決
 - 2 最高裁昭和42年判決
 - 3 実質処罰型と情状推知型の区別の判断要素
- III 裁判例の展開
- IV 実質処罰型と情状推知型の区別基準

事項索引
判例索引

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

* 刑事手続法の論点

合計 _____ 部

ご所属名	庁	道府県
(署・隊・課)		

ご担当者名 _____ (TEL: _____)

係名	氏名

係名	氏名

(ご記入いただいた個人情報は、購入申込み及びそれに伴うご連絡・弊社図書ご案内に利用させていただきます。)

*お申込みは合計部数だけでも承ります。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2
TEL:03-3291-1561(代表) <http://tachibanashobo.co.jp>